

自動販売機設置事業者募集の御案内

山口県セミナーパークに自動販売機を設置する者を、次のとおり募集します。

令和8年2月3日

山口県セミナーパーク
指定管理者 (公財) 山口県ひとつくり財団

1 募集概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数等

別紙「販売種類別設置内容一覧表」のとおり

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、(公財)山口県ひとつくり財団(以下「財団」という。)が施設の維持管理のため必要が生じた場合は、自動販売機設置に係る契約を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 募集に参加できる者の資格

募集に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) 募集開始の日から応募の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 県税及び国税(法人税、所得税、消費税及び地方消費税)を完納していること。

3 募集に関する事務を担当する課の名称等

(公財)山口県ひとつくり財団管理部施設課
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
電話(083)987-1410
FAX(083)987-1430

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 募集参加説明書等の交付

- (1) 配布期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月25日(水)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、山口県セミナーパークホームページからもダウンロードできる。

6 選考日

令和8年3月6日(金)

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

財団が予定する売上手数料率以上で見積をした者の内、上位5社までを決定とする。

(1) 設置場所

販売手数料の高率順位1位の設置予定事業者は5台、同2位の者は4台、同3位の者は2台、同4位及び5位の者は各1台の設置予定事業者とし、販売手数料の高率順位1位から順番に希望物件を1台ずつ選定する。

なお、設置予定事業者が4社の場合は、高率1位の事業者は5台、以下は4台、2台、2台とし、3社の場合は、高率1位の事業者は6台、以下は4台、3台とし、2社の場合は、高率1位の事業者は7台、以下は6台とする。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名を通知する。また、契約締結後、山口県セミナーパークホームページにおいて設置事業者名を公表する。

なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び売上手数料率を公表する場合がある。

8 その他

(1) 選考の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- ① 募集に参加できる資格のない者の提出した見積
- ② 募集案内及び募集参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- ③ 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- ④ FAX又は電子メールによる見積
- ⑤ 記名押印のない見積
- ⑥ 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- ⑦ 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 免除する。

(4) 行政財産使用許可

自動販売機設置に当たっては、別途、財団が請求する行政財産使用料相当額を財団に支払う必要がある。

(5) 詳細については、募集参加説明書による。